

盛岡広域振興局長告示第17号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定により、次のとおり換地処分をした旨届出があった。

平成26年2月18日

盛岡広域振興局長 杉原永康

届出をした市町村の名称	地区名	換地処分年月日
岩手町	横沢地区	平成26年2月13日